

立山町定住促進事業補助金交付及び行政ポイント付与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への定住促進及び地域経済の活性化を推進するため、町内で住宅取得又はリフォーム（以下「住宅取得等」という。）した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付すること及び立山町行政ポイント事業実施規則（令和元年立山町告示第39号。以下「実施規則」という。）に定める行政ポイントを付与すること（以下これらを「補助等」という。）について、立山町補助金等交付規則（令和7年立山町規則第17号。以下「交付規則」という。）及び実施規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自らの居住の用に供するため、町内に所有する一戸建て住宅をいう。ただし、併用住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合するものをいう。）の場合は、居住の用に供する部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1以上あるものをいう。
- (2) 住宅取得 住宅を新築又は購入し、所有権を取得することをいう。
- (3) リフォーム 所有権移転登記を完了した日を起算日とする3月前の日から、当該所有権移転登記を完了した日を起算日とする3月後の日までに締結した契約に基づき住宅を修繕、補修、更新（取替え）等を行い、又は住宅の増築を行うことをいう。
- (4) 補助金等 本要綱に基づき交付する補助金及び実施規則第2条第1号に規定する行政ポイントをいう。
- (5) 同居 居住者全員が同一の家屋に居住し、かつ、住民票上同一の世帯に属することをいう。
- (6) 三世同居 三世以上の直系親族が同居することをいう。
- (7) 上段地区 大字が日中、柴山、野沢、日中上野、福田、上中、下白岩、石坂、末上野、小林、上宮、瀬戸新、中林、上末、池田、上瀬戸、下瀬戸、新瀬戸、長屋、下沢及び芦見の地番が属する地域をいう。
- (8) 東谷地区 大字が四谷尾、谷口、虫谷、白岩、六郎谷、目桑、谷、伊勢屋、長倉、小又、松倉及び座主坊の地番が属する地域をいう。

- (9) 立山地区 大字が宮路、岩嶺寺、岩嶺野、下田、伊豆林、吉峰野開、栃津、東中野新、横江野開、横江、千垣及び芦嶺寺の地番が属する地域をいう。
- (10) 釜ヶ淵地区 大字が野村、末三賀、道源寺、中山、鋳物師沢、米道、寺坪、谷口及び末谷口の地番が属する地域をいう。
- (11) 会計年度 地方自治法（昭和22年法律第68号）第208条に規定する会計年度をいう。
- (12) 居住誘導区域 立山町立地適正化計画において定める居住誘導区域をいう。

（補助対象者）

第3条 補助等の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、住宅取得等に係る契約を締結した者で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象者が属する世帯の全員が、立山町内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録をしていること。
- (2) 補助対象者が属する世帯の全員が、立山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（平成19年立山町条例第2号）第2条第1号に規定する町税等を滞納していないこと。
- (3) 補助対象者が属する世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 立山町新婚世帯新生活支援事業補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 過去に町からの住宅取得等に係る補助金等（本要綱による補助等も含む）の交付を受けたことがないこと。

（補助対象住宅）

第4条 補助等の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和3年4月1日以後の契約に基づき住宅取得等をした住宅であること。ただし、別表の2住宅取得等をした物件が空き家情報バンクに登録されている場合に定める居住誘導区域内の加算額の適用を受ける場合は、令和8年4月1日以後に締結された契約に基づき住宅取得等をした住宅であること。
- (2) 住宅取得等に要する費用（消費税及び地方消費税の額に相当する金額を含む。）が100万円以上であること。
- (3) 賃貸を目的とするものでないこと。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき、適正に建築された住宅であること。

- (5) 居住部分の延べ面積が70平方メートル以上であること。
- (6) 3親等以内の親族から所有権の移転を受けた住宅でないこと。
- (7) 過去に町からの住宅取得等に係る補助金等（本要綱による補助等も含む。）の交付を受けていない住宅であること。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、住宅取得等に要する経費のうち、居住の用に供する部分に係るものとする。ただし、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費に含めないものとする。

- (1) 車庫、カーポート、物置等の購入又は設置工事に係る経費
- (2) 門、塀その他の外構工事に係る経費
- (3) 敷地造成に係る経費
- (4) 移動や取外しが可能な家具及び家電製品の購入又は設置に係る経費
- (5) 電話、インターネット等の配線工事に係る経費
- (6) 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事に係る経費
- (7) 補助対象者が属する世帯の者が自ら施工する工事に係る経費
- (8) リフォームを伴わない解体工事に係る経費
- (9) その他町長が適当でないとする経費

（補助金等の内容）

第6条 補助金等として、行政ポイントにより5万ポイントを付与するものとする。

- 2 補助対象者が別表に定める要件に該当するときは、当該加算額を前項のポイントとは別に交付するものとする。
- 3 前項により交付する額は、算出した加算額の合計額又は補助対象経費から10万円を差し引いた額の2分の1のいずれか低い額とする。

（補助金等の申請）

第7条 補助金等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象経費の支払が完了した日の翌日から起算して1年以内に、立山町定住促進事業補助金交付及び行政ポイント付与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の写真（リフォームの場合は、施工箇所の工事着工前及び工事完了後の写真）
- (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 領収書の写し

- (4) 建物の登記事項証明書
- (5) 配置図及び各階平面図
- (6) 住宅の位置図
- (7) 申請書の提出日から起算して1月以内に発行された世帯全員の住民票の写し
- (8) 申請書の提出日から起算して1月以内に発行された戸籍の附票等県外で連続して5年以上居住していたことが分かるもの（世帯全員が県外から転入した場合）
- (9) 母子健康手帳の写し（申請者又は当該申請者の配偶者が妊婦の場合）
- (10) その他町長が必要と認める書類
（補助等の決定等）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助等を決定したときは、立山町定住促進事業補助金交付及び行政ポイント付与決定通知書兼補助内容確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金等の請求）

第9条 補助等の決定通知を受けた者（以下「補助等決定者」という。）は、立山町定住促進事業補助金交付及び行政ポイント付与請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

（三世代同居非該当の届出）

第10条 別表の4新たに三世代同居する場合の要件に該当した補助等決定者が、補助等の決定を受けた日（以下「補助等決定日」という。）から3年以内に当該要件を満たさなくなるときは、当該要件を満たさなくなった日から30日を経過した日又は補助等決定日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、立山町定住促進事業補助金等三世代同居非該当届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（補助等の決定の取消し）

第11条 町長は、補助等決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助等の決定の全部又は一部を取り消し、立山町定住促進事業補助金交付及び行政ポイント付与決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助等の決定を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく前条の届出をしなかったとき。
- (3) 町長が相当の理由があると認めるとき。

（補助金等の返還）

第12条 町長は、第10条の届出があったとき又は前条の規定により補助等の決定を取り消

したときは、既に補助等をした補助金等の全部又は一部について、期限を定めて当該補助等決定者に対し、その返還を命ずることができる。この場合において、付与した行政ポイントの全部又は一部が使用済みのときは、実施規則第7条の規定に基づき、現金で返還を請求するものとする。

- 2 第10条の届出において、町長が三世代同居している世帯員の病気、死亡、その他の相当の理由があると認めるときは、返還額を減免することができる。
- 3 第1項の規定による返還請求は、立山町定住促進事業補助金等返還請求書（様式第6号）により行うものとする。
- 4 第1項の規定による返還請求を受けた補助等決定者は、当該補助金等を町長が定める期限までに返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月2日から施行する。
（立山町定住促進事業補助金交付要綱の廃止）
- 2 立山町定住促進事業補助金交付要綱（令和3年立山町告示第56号）は令和6年4月1日をもって廃止する。
（立山町若年世帯新生活支援事業行政ポイント付与要綱の廃止）
- 3 立山町若年世帯新生活支援事業行政ポイント付与要綱（令和2年立山町告示第32号）は令和6年4月1日をもって廃止する。
（経過措置）
- 4 立山町定住促進事業補助金交付要綱及び立山町若年世帯新生活支援事業行政ポイント付与要綱に基づく事業に係る返還に関する第9条から第11条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
（立山町三世代住宅取得支援事業補助金交付要綱の廃止）
- 2 立山町三世代住宅取得支援事業補助金交付要綱（令和2年立山町告示第34号）は令和

8年3月31日をもって廃止する。

(居住誘導区域内加算の失効)

- 3 別表の2住宅取得等をした物件が空き家情報バンクに登録されている場合に定める居住誘導区域の加算額は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、都市構造再編集中支援事業の中止又は変更により、補助金等の一部を国が負担するものでなくなった場合は、当該中止又は変更の日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 4 第8条の規定による決定及び確定通知を受けた居住誘導区域の加算額に該当する申請者に対するこの要綱の適用は、前項の規定にかかわらず、前項に規定する日以後も、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

1 県外から転入した場合

要件	次に掲げる要件全てに該当すること。 (1) 富山県内に住民票を異動する直前に、世帯員全員が連続して5年以上、県外に在住していたこと。ただし、5歳以下の世帯員は除く。 (2) 住宅取得等に係る契約を締結した日において、転入前又は転入日から3年以内であること。ただし、県外から県内の他市町村に転入し、3年以内の場合を含む。
加算額	30万円

2 住宅取得等をした物件が空き家情報バンクに登録されている場合

要件	次に掲げる要件全てに該当すること。 (1) 立山町空き家情報バンク設置要綱（平成25年立山町告示第95号）第4条第2項の規定により登録された空き家を購入後に入居又はリフォーム後に入居すること。 (2) 立山町空き家情報バンク設置要綱第7条第2項の規定により利用登録を受けた者が住宅取得等を行うこと。
加算額	居住誘導区域内の場合 200万円 その他の場合 10万円

3 住宅取得等をした物件が町内業者の施工である場合

要件	住宅取得等をした物件の一部又は全部を、町内に本店又は事業所を有する法人又は個人が施工すること。
加算額	5万円

4 新たに三世代同居する場合

要件	次に掲げる要件全てに該当すること。 (1) 三世代同居するために、新たに住宅取得等を行うこと。 (2) 補助等決定日から三世代同居を3年以上継続することが見込まれること。
加算額	20万円

5 39歳以下の場合

要件	(1) 申請書の提出日において、申請者が39歳以下であること。 (2) 申請者に配偶者がいる場合は、当該申請者と配偶者が共に39歳以下であること（事実婚等の関係にある同居人を含む。）。
加算額	5万円

6 世帯員に子どもを含む場合

要件	申請書の提出日において、世帯員に中学生以下の子ども（胎児を含む。）を含むこと。
加算額	中学生以下の子ども（胎児を含む。）1人につき5万円（上限15万円）

7 上段地区、東谷地区、立山地区及び釜ヶ淵地区で住宅取得等をした場合

要件	上段地区、東谷地区、立山地区及び釜ヶ淵地区で住宅取得等をする事。
加算額	5万円